

日薬業発第 228 号
令和 3 年 9 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、令和 3 年 9 月 28 日付け日薬業発第 226 号ほかにてお知らせしているところです。

今般、医療・介護における感染防止対策への支援として実施してきた診療報酬上の特例措置や臨時的な取り扱いなどについて、本年 10 月以降の対応が別添 1 のとおり示されました。

診療報酬上の調剤報酬感染症対策実施加算および介護報酬上の基本報酬の 0.1%特例については、本年 9 月末が期限とされております。

本対応における補助金等の詳細につきましては、今後示されるとのことですが、取り急ぎお知らせいたしますので貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、今般の決定に対する本会のコメントは別添 2 のとおりですので、ご参考までお知らせいたします。

別添

1. 感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充
2. 令和 3 年 10 月以降の薬局等における感染防止対策の継続支援およびコロナ患者の調剤に係る特例評価の拡充について
(令和 3 年 9 月 28 日付け、日本薬剤師会)

- 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。
- 加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用

2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

- ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

〔院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**〕
※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- ✓ コロナ患者への外来の特例拡充

〔コロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**〕
〔その他の場合： **950点**〕

歯科

- ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例 (**330点(時間要件の緩和)**)

等

在宅

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

〔コロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)**〕
〔その他の場合：950点→**2,850点(3倍)**〕

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充 (520点→**1,560点(3倍)**)

調剤

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充 (訪問：**500点**、電話等：**200点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例 (30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**

令和3年10月以降の薬局等における感染防止対策の継続支援 およびコロナ患者の調剤に係る特例評価の拡充について

本日、令和3年10月以降の医療機関および薬局等における感染防止対策の継続支援、コロナ患者診療に係る特例評価の拡充について決定した旨公表されました。

保険薬局においては、本年4月より、コロナ対応に係る特例対応として6歳未満の乳幼児を対象とする小児対策（12点）をはじめ、感染症対策（4点）、介護報酬では基本報酬に0.1%上乘せという措置が講じられてきましたが、10月以降については、小児対策は規模を縮小して継続するとともに、①感染防止対策の継続支援（補助金）と、②コロナ患者（自宅療養患者、宿泊療養患者）の調剤に係る特例評価の拡充（調剤報酬対応）が行われることとなります。

薬局の現場では、現在も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、薬剤師をはじめ薬局スタッフが一丸となって日々の業務に取り組んでいます。本日公表された対応方針は、厳しい財政状況の中、現場で日々の業務に一所懸命取り組んでいる薬剤師ならびにスタッフの方々に向けた国からのエールと受け止めています。

本会としては、新型コロナウイルス感染症に係る対応において、薬剤師および薬局が地域住民・患者への医薬品供給ならびに医薬品適正使用という任務を全うできるよう、引き続き支援していく所存です。

令和3年9月28日
日本薬剤師会